

令和7年度第2回山形地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和7年8月5日（火）午後1時28分～午後3時28分

2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）

3 出席者 委員15名

公益	粕谷委員、押野委員、コーエンズ委員、丸山委員、本間委員
労働者側	石川委員、遠藤委員、大類委員、柿崎委員、納富委員
使用者側	江袋委員、大泉委員、木村委員、丹委員、仁藤委員

（事務局） 松岡労働基準部長、門脇賃金室長、今野賃金室長補佐、高橋事務官

4 議 題

【第1部】（非公開）

- （1）関係労使からの意見聴取について
- （2）その他

【第2部】

- （1）令和7年度地域別最低賃金改定の目安伝達について
- （2）令和7年最低賃金に関する基礎調査結果について
- （3）その他

5 議事経過

○本間会長

ただ今から、第2回山形地方最低賃金審議会を開催します。
本日はお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。
はじめに、本日の出席者について事務局から報告してください。

○事務局：門脇

本日は、全員にご出席いただいておりますので、当審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

○本間会長

本日の審議会は2部構成で行います。本日の次第等について事務局から説明してください。

○事務局：門脇

第1部（前半）は、関係労使の参考人の方からの意見聴取を非公開で行います。

第2部（後半）は、中央最低賃金審議会の目安伝達と最低賃金に関する基礎調査の結果報告等について公開にて行います。

まず、第1部の関係労使からの意見聴取の進め方ですが、はじめに、労働者側の参考人3名の方からご意見を述べていただきます。1人当たり5分程度ご意見を述べていただき、その後に各委員の皆様からご質問をいただき、それにお答えいただくという流れで進めてまいります。労働者側の終了は午後2時頃を目途に考えております。

次に、使用者側の参考人の方に入れ替わっていただきまして、午後 2 時 20 分を目途に終了したいと考えております。

○本間会長

ただ今の事務局からの説明についてご質問等ございませんでしょうか。それでは、これより関係労使の参考人意見聴取を行います。事務局は準備してください。

【 議 事 要 旨 】

労働者側 3 人、使用者側 1 人の参考人から山形県最低賃金の改正決定に関する意見申述があり、また、質疑応答がなされた。

○本間会長

これで 1 部を終了としますが、2 部の開始時間について事務局から説明してください。

○事務局：門脇

2 部は公開にて行います。予め傍聴希望を募ったところ、傍聴の方並びに報道機関の方から希望があり現在控室でお待ちいただいております。出欠状況を確認し会場に案内する時間もいただきたいと思います。

現在、20 分ですので、ここで一旦休憩を入れ、午後 2 時 30 分からの再開とさせていただきます。

○本間会長

では一旦休会とし、午後 2 時 30 分から再開することとしてよろしいでしょうか。では午後 2 時 30 分まで休憩とします。再開後は公開にて審議を行います。

(休 憩)

それでは、再開いたします。

ここからの第 2 部につきましては公開することとなっておりますので、その関係も含めて事務局のほうから報告してください。

○事務局：門脇

本審議会第 2 部は公開での開催となり、傍聴の方と報道機関の方が入っています。カメラ撮影は冒頭の部分のみ許可しております。

続きまして、最低賃金引上げに係る意見書及び署名についてご紹介します。

山形県労連議長より「山形県最低賃金の 2025 年改定についての意見書」の提出がございました。趣旨は今年度の改訂額を時間額 1,500 円とすること、時間額 1,500 円の実現が難しい場合は、山形県内の若年単身世帯の、賃金のみにより健康で文化的な最低限度の生活を営めるような最低賃金額はいくらであるのかを議論し示した上で、これに見合う中小企業支援策の規模と内容を明らかにし、それらを踏まえ、現実の支払い能力も勘案したうえで山形県最低賃金額を定めること、となります。

併せて、山形県労働組合総連合、山形県医療労働組合連合会、山形県 2025 年国民春闘共

闘委員会から、山形地方最低賃金審議会会長及び山形労働局長あてに、「山形県最低賃金を直ちに時間額 1,500 円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める」請願署名 2,088 筆の提出がございました。

次に、先日、連合山形より山形労働局長あて、最低賃金の大幅引上げを求める要請署名の提出があったところでございますが、8 月 1 日に追加で 802 筆の提出がございました。追加分を合わせますと、37,545 筆となります。

報告事項は以上です。

○本間会長

それでは、議事の（１）令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について、事務局から中央最低賃金審議会の答申について説明してください。

○松岡労働基準部長

それでは、私の方から、目安の伝達をさせていただきます。答申文の写しをご覧いただきたいと思います。中央審議会の答申内容につきまして、本文の標題以下を読み上げさせていただきます。

1 令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するものとする。3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1 % 程度上回る賃金上昇を賃上げのノルムとして我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。6 また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A 等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」の着実な実行を要望する。7 その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。8 同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上

を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。9 また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。10 価格転嫁対策については、下請法改正法の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。11 取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。12 さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。13 また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

以上が答申の本文でございますが、本文のほかに別紙1として「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」、別紙2として「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」、そのほか参考資料などが続いております。

時間の関係もございますので、ここでは、別紙1の公益委員見解の前段の部分を読み上げさせていただきます。

別紙1の1をご覧ください。「令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする」ということで、中央最低賃金審議会からは、下の表のとおり、Aランク（6都府県）63円、Bランク（28道府県）63円、当県を含むCランク（13県）64円との目安金額が示されております。

以上をもちまして、簡単ではございますが、本年度の目安の伝達とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○本間会長

ただ今の説明で質問等ございませんか。

現段階では特にないということでしょうか。資料に目を通された上で、何かありましたら部会等を出していただければと思います。

次に、議事の（2）令和7年最低賃金に関する基礎調査結果の報告と、続けて資料のⅡ、Ⅲ、別冊資料について事務局から説明してください。

○事務局：高橋

はじめに、令和7年最低賃金に関する基礎調査の結果についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。本件調査の概要について要点をご説明いたします。調査の区域

については、山形県全域を対象として行っております。調査産業、調査事業所については、例年通りですが、製造業、情報通信業のうち新聞業・出版業、卸売業・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療・福祉、それと理美容業や洗濯業などの他に分類されないサービス業を調査しております。調査対象事業所については、製造業、新聞業・出版業、小売業については100人未満、その他の産業については30人未満の常用労働者を雇用する民間事業所から無作為に抽出して調査しております。事業所の抽出方法についてですが、令和3年経済センサス活動調査による事業所情報を母集団とし、県内の産業分布状況により複数年調査が当たってしまう事業所もございますが、原則産業別、事業所規模別に無作為に抽出しております。今年度の対象事業所数は、2,047件が対象で、回答事業所数が1,302件、回収率にすると63.6%、そのうち6月1日時点において労働者を雇用していない、事業を廃止した、家族のみの事業所等を除いた有効回答数は1,106件で率にすると54.0%でした。新聞業・出版業については、調査対象事業所が2件でしたが、回答がありませんでしたのでご注意ください。調査事項は、6月1日現在の労働条件にて6月を満稼働した場合に支払われるべき額について調査を行っております。集計結果につきましては、1時間当たりの所定内賃金額を賃金額階級別、産業別、事業規模別、年齢別に母集団の労働者数に還元して集計しております。なお、所定内賃金とは精皆勤手当、通勤手当、家族手当の3手当を除くものになります。調査結果につきましては、最低賃金審議会の資料として公表するほか、政府統計総合窓口イースタットに掲載される予定となっております。

続きまして、3ページ、業種別・規模別の最低賃金未満率及び未満者数をご覧ください。令和5年から令和7年までの3年分の結果を示したものになります。令和7年につきましては表の左上の欄、地域別最低賃金対象産業計を見ていただきますと、未満率は令和6年は1.8%でしたが、本年調査は2.7%となっております。業種ごとの計を見ていきますと、製造業は前年より増加、卸売・小売業は前年より増加、宿泊・飲食業は前年より減少、医療・福祉は前年より減少、その他サービス業は前年よりも減少した結果となりました。月給制の労働者の場合、本来、月給額を時給換算する場合は、年間の所定労働時間を12で除し、1か月あたりの所定労働時間を求め算出することとなりますが、本件調査の場合、6月単体の労働日数と労働時間から1か月の労働時間を算出することとなるため、1か月の平均所定労働時間よりも長くなってしまう労働者がおり、そのために955円を下回っている労働者が出てきております。その他、減額特例許可を受けている労働者や純粋に最低賃金を下回っている労働者も確認しております。

次に4ページ、山形県最低賃金の引上げ率及び影響率一覧表をご覧ください。こちらは今年の山形県最低賃金の引上げ率、影響率の表でございます。影響率について見てみますと45円引上げの1,000円については22.55%ですが、46円引上げの1,001円については26.41%と約4%の開きがございます。また、目安額64円では、影響率が28.66%となっております。

続いて、6ページ、賃金階層別（累積）分布の推移です。こちらは1時間当たりの所定内賃金について、3年分の賃金額階級別の累積の分布の推移を表したグラフとなります。令和6年調査時の改定前最低賃金は900円でしたので、900円から909円辺りから増加しております。現行の最低賃金は955円でございますので、950円から959円の金額帯から増加しております。

続いて、7ページ、賃金階層分布の推移になります。こちらは3年分の賃金階層分布を円グラフにしたものになります。右下の参考をご覧くださいただければと思いますが、年々1,000円以上の分布割合が多くなってきていることがわかります。

続きまして、8 ページから 10 ページまでが 1 時間当たりの賃金分布になります。8 ページの（１）が一般及びパートの計、9 ページの（２）が一般のみ、10 ページの（３）がパートのみのグラフとなっており、白抜きしているグラフが現行の最低賃金 955 円を含む金額帯となっており、（１）一般及びパート、（３）パートのみは最低賃金を含む 950 円から 959 円の間が多いことが分かります。一方で一般のみについては 1,000 円から 1,009 円の間で働いている人が多くなっております。

次に 11 ページ、産業別の特性値になります。産業別では、どの分位数においても医療・福祉業が高い結果となっております。

次に 12 ページ、特性値の推移になります。こちらは 1 時間当たりの所定内賃金の 10 年分の特性値の推移を表したグラフとなります。右端の令和 7 年調査時の数値をご覧くださいますと、第 1・4 分位数について令和 6 年までは 1,000 円を下回っていましたが、今回調査では 1,000 円という結果となっております。

最後に未満率・影響率の推移になります。山形県の未満率は令和 2 年までは全国加重平均と比べて低くなっていましたが、令和 3 年から令和 5 年までは全国加重平均よりも高く、令和 6 年は同じ結果となっております。また、引き上げ額の上昇にあわせ、影響率も上昇している結果となっております。

基礎調査につきましては以上になります。

続いて、14 ページ以降についてご説明いたします。はじめに、さくらレポート、東北地方の抜粋になります。16 ページ、景気判断の概要をご覧くださいますと、前回調査から東北地方は持ち直している、を維持しております。次のページには、各項目の判断が掲載されておりまして、公共投資は持ち直している、設備投資は増加している、個人消費は緩やかに回復している、住宅投資は弱い動きとなっている、生産は持ち直している、雇用・所得環境は改善しているとなっております。

21 ページからは、東北地域の金融経済概況について掲載されておりますので、後ほどご覧くださいいただければと思います。

続きまして、29 ページ、山形県金融経済概況になります。上段の全体感をご覧くださいますと、山形県の景気は一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直しているとされており、前回から判断を維持しております。各項目の分析については、後ほどご覧くださいいただければと思います。

34 ページ、各種統計の推移になります。はじめに（１）です。別冊で参照した資料についてという名称でダブルクリップで留めた資料をお付けしておりますが、前回ご提供時から公表された資料のみお付けしております。山形の消費者物価指数と国内企業物価指数が公表されておりましたので、それら以外のものについてご説明いたします。

なお、新たに数値が公表されたものは黄色、前回までの数値が更新されたものについては青色に染色しております。

雇用関係においては、全国の有効求人倍率が 1.22 倍、山形は 1.28 倍となっております。

物価関係は、全国の消費者物価指数は前年同月比 3.8% 上昇となっております。

賃金関係においては、5 月の全国の確報値が公表されておりましたので、更新しております。

全国の名目賃金は前年同月比 1.4% 上昇で 41 か月連続のプラス、山形は前年同月比 3.2% 上昇で 16 か月連続のプラス、一方で実質賃金は全国で前年同月比 2.6% 低下で 5 か月連続のマイナス、山形で前年同月比 0.4% 低下で 3 か月ぶりのマイナスとなっております。全国と山形の格差は、90.1 と前月と比較して 1.9 ポイントの格差縮小となっております。

表の下の方、令和6年10月以降において単純平均したものをご覧いただきますと、有効求人倍率は全国で1.25倍、山形で1.34倍、消費者物価指数は全国で前年同月比3.9%上昇、山形で前年同月比5.2%上昇、実質賃金は全国で前年同月比1.3%低下、山形で前年同月比1.0%上昇という結果になっております。

35ページは、推移(1)をグラフ化したものとなっております。右下、賃金関係の推移ですが、全国と山形の最新月の現金給与総額についても掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

続いて、36ページ推移(2)になります。こちらも数値が公表、更新されておりました。次のページにはグラフ化したものをつけておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続いて、38ページから山形県倒産企業件数になります。こちらの資料は、労働側委員から要望があった資料でございます。資料は株式会社帝国データバンク発行している週刊帝国ニュース山形版の「山形県企業倒産集計」を基に作成した資料になります。最低賃金が改正された令和6年10月から公表最新月までの状況について掲載しております。

はじめに倒産の状況、負債額になります。それぞれの月の倒産件数と負債額、倒産件数と負債額を対前年同月の増減で掲載しております。倒産件数は、対前年同月の増減で件数を比較すると令和7年2月と4月以外全ての月で増加、負債額については令和7年5月以外全ての月で増加となっております。参考に、令和5年10月から令和6年9月までの合計の倒産件数と負債額についても掲載しておりますので、ご覧下さい。

続いて、39ページをご覧ください。こちらは倒産事由の内訳になります。左側に月ごとの倒産事由の内訳、右側に倒産事由の割合のグラフを掲載しております。倒産事由については、どの月においても販売不振が多く、全体の割合では87.32%を占めております。次いで、「その他」、「設備投資の失敗」となっております。

続いて、40ページと41ページは、倒産企業の資本金別内訳と業種別内訳になりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上になります。

○事務局：今野

中央最低賃金審議会目安小委員会で配付されました資料について、本日は第2回目目安小委員会資料を中心に説明いたします。

資料No.1は、令和7年賃金改定状況調査結果です。この調査は、常用労働者数30人未満の事業所16,486事業所を選定し調査票を送付して得られた回答を集計した結果となっております。集計労働者数が31,297人、調査項目は5の(1)及び(2)に掲げられている事項となっております。

一枚めくっていただきまして、3ページの第1表をご覧ください。これは、今年1月から6月までに賃金引上げ、引下げを実施したあるいは実施しなかったという区分で、事業所単位で割合を集計したものです。ランク別に事業所の割合を示していただきまして、左上の産業計・ランク計を見ていただくと、今年引上げを実施した事業所は49.2%で、昨年の42.8%より上昇しております。隣の列の賃金の引下げを実施した事業所の割合は0.8%となっており例年とほぼ同水準です。

さらに隣の列ですが、6月までに賃金改定を実施しない事業所のうち7月以降も賃金改定をしない事業所の割合は26.7%で昨年より低下しており、7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所の割合は23.4%と昨年より上昇しています。

山形県が属するCランクを見ますと、引上げ実施が47.5%、7月以降改定予定が25.8%

で、ランク別では一番引上げ実施を行う割合が高くなっています。

次に、4ページの第2表をご覧ください。こちらは平均賃金改定率を事業所単位で集計したものです。左下の産業計・ランク計を見ていただくと、平均賃金改定率は4.7%と昨年とほぼ同水準です。真ん中の表、賃金引下げを実施した事業所ではマイナス12.2%となっています。一番右は、改定を実施した事業所と改訂を凍結した事業所を合わせて、全体を平均したものになりますが、こちらはプラス2.2%となっています。Cランクを見ますと、引上げ実施が4.8%、引下げ実施はマイナス9.5%で、全体合計ではプラス2.2%となっています。

続いて5ページです。5ページの第3表は、賃金の引上げを実施した事業所の引上げ率の分布の特性値です。産業計・ランク計を見ていただくと、第1・四分位数が1.5%、中位数が3.0%、第3・四分位数が5.0%といずれも昨年よりやや低下しております。

Cランクを見ますと、第1・四分位数が1.4%、中位数が3.3%、第3・四分位数が6.0%となっております。

次に6ページの第4表ですが、賃金上昇率です。

第4表の①は、「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」を男女別で表したものです。産業計の欄の男女計・ランク計を見ていただくと、賃金上昇率は2.5%となっています。ランク別でみると、Aが2.1%、Bが2.9%、Cが3.0%となっており、Cランクがもっとも高くなっています。

次の頁、第4表の②は一般労働者とパートタイム労働者を分けて集計したものです。中段の一般の欄を見ていただくと、産業計のランク計は昨年の2.1から2.3と若干上昇、Cランクでは3.0から2.5と低下しています。下段のパートの欄を見ていただくと、産業計のランク計は2.8から2.9に若干上昇、Cランクは2.2から4.1と大きく上昇しています。

次のページ、第4表の③は、表題にありますとおり、令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍していた継続労働者のみを対象とした集計でございます。

産業計の欄の計のランク計の賃金上昇率は3.2%となっており、ランク別にみますと、Cランクが一番高く3.6%となっています。

11ページと12ページまでを飛ばしまして、その次の資料No. 2をご覧くださいと思います。生活保護と最低賃金の比較の資料でございます。

1ページが2023年度のデータに基づくもので、上のほうの実線の折れ線グラフが最低賃金額で法定労働時間働いた場合のひと月の手取額を示しております。下のほうの破線の折れ線グラフが生活保護水準を表しています。全ての都道府県で生活保護水準が最低賃金を上回る逆転現象が起きていないことがわかります。

2ページは、1ページの最低賃金のグラフを2024年度のものに更新したのですが、1ページの前年度より折れ線グラフの間隔が広がっておりまして、3ページの乖離額をみますと、山形県においては258円と2023年度比で55円乖離幅が大きくなっております。

次のページの、資料3は地域別最賃の未満率及び影響率についてですが、1ページは過去10か年の推移を、2ページ、3ページは2024年の都道府県別の未満率、影響率になります。2ページと3ページの違いは、表下部の資料出所にありますように、2ページは最低賃金に関する基礎調査、3ページは賃金構造基本統計調査によるもので、調査対象の事業所規模が異なっています。

1ページにありますとおり、Cランク全体の影響率は25.6%で、2ページに各都道府県別の影響率がありますが、山形県は24.0%となっており、全国の中で影響率が一番高かったところが、青森県の30.6%、二番目に高かったのが岩手県の29.4%となっております。

次に資料4は都道府県ごとに、一般労働者と短時間労働者の賃金分布図を表わしたものになります。山形県については、23 ページに一般労働者、36 ページに短時間労働者が掲載されておりますので、分布の違い、他県の状況等は後ほどご確認いただければと思います。

資料5の最新の経済指標の動向や、以降の参考資料につきまして後ほどご覧いただければと思います。

かいつまんでの説明となりますが、私からは以上です。

○本間会長

ただ今の説明で質問等ございませんか。

大量の資料となります。こちらも資料に目を通された上で、何かありましたら部会等を出していただくこととして、審議を進めさせていただきます。

次に、議事の(3)その他ですが、事務局から何かありますか。

○事務局：門脇

特にありません

○本間会長

それでは、本日の目安伝達を踏まえ、労使各側からご意見を伺っておきたいと思えます。まず労働者側いかがでしょうか。

○労働者側：石川委員

労働者側の石川です。本日、中央からの目安が示されました。目安は地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではありません。とはいえ、決定に際しての3要素における各種資料を勘案しながら十分長い時間をかけ、審議したものであります。目安を十分に参酌しながら、県内における労働者の賃金、労働者の生計費、企業の支払い能力、県内の経済状況、雇用の実態など、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、丁寧な議論を積み重ねてお互い納得のいく結果を導きだしたいと考えております。以上です。

○本間会長

ありがとうございました。使用者側いかがでしょうか。

○使用者側：丹委員

目安についての印象ですが、ある程度は予想していたものの、数字ありきのデータ選択ではないのかなと思います。本来、数字そのものが尊重されるはずなのに各種データにおいて、例えば数字が下がったものについては前年より上昇率が高まっているという、そういう根拠付けは引き上げるための手段だと思います。こういった数字の活用がされているということで、地域経済の実態をあまり考えない納得感が得られない目安になったと思います。

地賃に対する期待の中で、「地賃の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地賃の自主性を発揮してほしい」という文書が日本語としておかしくないでしょうか。矛盾しており、こんなことはあり得ないと思います。毎年そうですが、「参酌しながら、自主性発揮」ということは可能なのかどうなのか、中賃では参酌しながらと言っているわけですが、それが押し付けとなっており、それで自主性を発揮して決めたことに

してくれと言っている、という印象を今年一段と強く感じました。以上です。

○本間会長

ありがとうございました。

他にご意見のある委員はいらっしゃいますか。

○使用者側：木村委員

先ほど石川委員からもありましたが、基本的には地域別最低賃金の法定3要素についてしっかり議論していくという方向はやはり必要だと思います。そうした中で、今回の中賃の示された目安額というのが、6%、63円ということで、私どもは第4表の賃上げ率、賃上げの状況などを踏まえながら議論しておりますけれども、まさにそのレベルを完全に超えてしまっているという状況にあると思います。

先ほど丹委員からもありましたが、地方、Cランクの実情といったところを単にこれまでの賃金の引き上げ率、これまで45円、55円と上げてきて、Cランクの地域ほど高く引上げを行ってきています。そういう観点からも当然にして数字は高くなる話として、また雇用情勢からも人手不足の中で求人倍率は高くなっているということで、こういったところをとってさらにCランクに1円プラスをしているということ自体も、最賃法でいっている地域別最低賃金についてしっかりと中賃で十分議論がなされていないのではないのかなという疑問を感じています。最賃法の中でも、地域別最低賃金については、賃金、物価、そしてなによりも地域の事業の支払い能力について、十分議論しながら定めるとなっていますので、そういった点が中賃の議論の中でも足りなかったのではないかという認識です。そういったことを踏まえて、ぜひ地賃の方ではしっかりと現状を踏まえた議論をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○本間会長

ほかにございますか。

○使用者側：江袋委員

目安の伝達をいただいて、これからどういう風に考えていけばいいのかと、戸惑ったところがございました。

いろいろと状況、分析等書いていますが、私からは価格転嫁について、一言申し上げたいと思います。だいたい進んでいるという数字的なものはあがっていますが、これは交渉が進んでいるのであって中小企業が100%あげてほしいという金額がそのまま取引先の企業が認めてくれたというわけではないです。その資料にしても、電気代などいろいろな請求書がきますから、これだけかかっているというエビデンスは出せます。でも、労働費、賃金分のエビデンスを出そうと思うとなかなかないです。今はあまり言われたいと思いますが、価格転嫁の初期の頃は、「あなたの社員の賃金を上げるのはあなたの事業努力でしょ、企業努力じゃなきゃダメなのよ、それをストレートに価格転嫁するのはどうなんだい」と言われてしまう、やはりエビデンスがないわけです。それからエビデンスをそろえるにしても、小さい企業は経理担当だとかきちんと担当が分かれていないので、非常に細かいデータを求められたときに、そこまで分解して説明できるエビデンスをつくるまで至らないという状況がございます。みなさんが、税理士さんや会計士さんをお願いして、経理状況を分かっているわけではないので、そういう意味では小さい企業ほど価格転嫁についてハードルが高いという状況にあるということも一つ含みおきいただきたいと思います。

います。

また、初任給についてです。先ほどから人手不足の話がありましたが、昨年度、初任給大卒者 30 万円という金融機関の話が新聞に載ったことがありましたが、やはり人がいないのは初任給が安いせいではないかと当然企業経営者は考えますので、できるだけ初任給を上げないといけないという、いわゆる防衛的な措置として初任給を上げると、当然、初任給を上げれば内部で逆転させるわけにはいきませんから、経験年数が長い人についてもあげなければならないわけです。そうなれば、賃金上昇率は当然上振れするということになりますが、これは内部に潤沢な資金があるからやっているわけではなく、企業という活動を存続させるために必要やむを得ず防衛的に上がってきているというところの影響も含まれているというふうにお考えいただけるのが一番現実的だと思っております。そのへんを十分斟酌させていただきながらいろいろなお話しをさせていただければと思います。以上です。

○使用者側：大泉委員

この目安額が示されたわけですがけれども、使用者側から言いますと、本県の場合、中小企業は 99.8%です。そのうち、小規模事業者は 87.3%とほぼ小規模事業者です。ですので、本件のこの目安を考える場合には、その部分は十分に配慮していただきたいと思えます。それはどういうことかということ、小規模事業者はやはり経済資産が弱いものですか、賃金の支払い能力というものを考えたときに果たして耐えられるものなのか、ということ非常に懸念しております。先ほど価格転嫁の話がありましたが、いろいろな価格転嫁を実施したかどうかの資料がありますが、全国の商工会議所で調査したものによりますと価格転嫁ができていないというはっきりと答えたのは 12、13%くらいで、できていないというのが 6 割くらいです。中小企業、小規模事業者はこのような状況です。このようなことを考えていただきながら、今後の議論を進めていただければと思っております。

○使用者側：仁藤委員

使用者側委員で事業者出身は私だけです。事業のリアルな実態の中からお話しさせていただきます。

みなさんご存じのとおり、アメリカのトランプ関税において日本は間もなく 15%になります。弊社もミシンや工業用の刺しゅう機を世界中に輸出しており、アメリカが一番のマーケットになっております。実は今までは、アメリカは関税ゼロでありました。それが春先から 10%、まもなく 15%に上がるということで、非常に売り上げも落ちているという状況です。これを生産性向上、値上げで吸収していくということで取り組んでまいりますが、どちらも今すぐ簡単に実現できるものではありません。取り組みにより効果がでてくるのは、徐々にですし、時間がかかります。そのような中、最低賃金を引き上げていく意義というは十分理解しておりますので、それはそれで取り組んでまいりますが、特に地元企業にとってはそういったことのできる企業体力が劣る企業が非常に多いというふうに考えております。どうかこの辺をご理解いただきながら、審議をお願いしたいと思います。

また、実際のところで仮に 64 円そのまま引き上がった場合、当社ですと 30 人ほど上げる必要がでてきますので、直接の賃金だけでも 400 万、いろいろな経費を入れると年間 500 万くらい上がるんだろうとみています。当社の取引先で先週金曜日、突然ファックスで破産を申請してくるところがありました。今まで部品をお願いしていたところですが、残念ながらそういう通知を受けるということも実際に出てきています。世の中を見ますと、コロナ時代の急激な需要減少、それを乗り越えてもその後、ご存じのとおりエネルギー

一の価格高騰から始まりまして、物価、賃金、まして金利も上がっている状況です。そういったところから体力が限界になって、息切れ型の倒産というのもこれから増えていくことが想定されます。経営としまして、こういった課題をよく注意してみて雇用の維持、向上にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○本間会長

ありがとうございました。他にご意見のある委員はいらっしゃいますか。

○労働者側：石川委員

マキシマムな話しにはなりますけれども、ここ三十数年世界的にみて賃金が上がってこなかったのはイタリアと日本だけです。何が違うのかというと、やはり、人件費を経費として捉えているというのが世界的に見て違うところなのかと思います。人への投資を先行投資ととらえ、消費を促し、企業業績をアップさせ、また従業員に戻すという好循環を目指していくのが本来の姿だろうと、ここの認識が相違点であろうと考えます。最低賃金は、基本的に最賃近傍で働く方の生活の底上げが非常に重要であります。近年、23年10月から24年9月、24年10月から公表直近月まで、消費者物価指数における食品の前年同月比は東北管内で山形県が一番高いです。ワーキングプアとされる200万円以下で働いている方のエンゲル係数は基本的には高くなる傾向にあります。もちろん、県内企業における中小企業は価格転嫁もなかなか進まない、ある程度一定のところのステージには向かいましたが、まだまだアメリカの関税に関しては予断を許さないという非常に不安定な世界情勢の中ではあります。今後の山形経済はどうするのか、日本が世界で低迷しているのかということを考えれば、ある程度のところで重い腰を上げないと、デフレからの完全脱却はないかと思います。デフレマインドはまだまだ根付いているのかなという印象を受けます。今回の目安を受けて、だいたい高水準であるという印象は個人的にあります。しかし、将来を見据え、次の世代を担う子ども、孫の将来をどうしていくのかとマキシマムに考えればもう少し改善の余地はあるのかなと思います。ただ、企業の皆さんの状況、私たち働く者、その家族の状況もあるので、その辺は丁寧に真摯に議論を重ねて着地点を見出していければと考えております。以上です。

○本間会長

ありがとうございました。

他にご意見のある委員はいらっしゃいますか。

特にご発言がないようでしたら、引き続き部会において議論いただくということによりしくをお願いします。

それでは、今後の審議日程について、事務局から説明してください。

○事務局：門脇

はい、今後の審議日程等について説明いたします。

8月1日に第1回専門部会を開催し、2回目以降の専門部会日程を決定しましたのでご報告いたします。第2回を8月6日（水）、午後1時15分から、第3回を8月8日（金）午前10時から、第4回を8月19日（火）、午後3時から、第5回を8月22日（金）午前10時から、第6回を8月25日（月）午後1時30分から開催します。

予定としては第6回で結審していただき、8月26日（火）午後1時15分から開催の第

3回本審議会において答申をいただきたいと考えております。予定どおり8月26日に答申を頂いた場合、直ちに答申の内容を公示し異議の申出を受け付けます。異議申出の締切りは9月10日となり、申出があった場合は翌開庁日の9月11日に第4回本審議会を開催し異議の取扱いについて審議いただき、異議が認められなかった場合は、官報公示手続を経て10月24日の発効となります。

なお、8月26日の第3回本審議会では、特定最低賃金の必要性について労働局長から諮問を受け、9月11日の第4回本審議会で「必要性あり」との答申となった場合は、直ちに改正の諮問を受けることとしております。

以上が今後の予定です。

○本間会長

ただ今説明のありました今後の審議日程について、何かご質問、ご意見等はございますか。

では、次回、第3回本審議会は、8月26日（火）午後1時15分から開催し答申ということになりますが、公開での開催について意見のある方はいらっしゃいますか。

特になければ、次回は公開といたします。

それでは、これをもちまして第2回の本審議会を終了といたします。